

回答書

○市民活動補償制度について

< 質問 >

地区の公民館の敷地を除草中、飛び石で建物のガラスを破損してしまった。その際に、市民活動補償制度の対象となるか市民協働課へ問い合わせたところ、本制度の対象とはならないと回答があった。その件について、詳しく伺いたい。

< 回答 >

お問い合わせいただきました内容につきまして、保険会社に確認しましたところ、次のとおり回答がありました。

自治会が管理されている公民館を自治会活動中に損害を与えてしまった場合は、本制度の対象とはなりません。しかし、自治会活動への参加者が活動中にけがをしてしまった、参加者の車や近くを通った車を傷つけてしまった場合などは、本制度の対象となります。

つまり、他人のものに損害を与えてしまった場合は対象となり、自分（自治会）のものに損害を与えてしまった場合は対象にはならないということになります。

※当該質問につきましては、質問者へすでに回答しております。

○菅谷地区の開発行為について

< 質問 >

市担当課から、開発行為に伴って区画を整理する場合、そこに設置する防犯灯などは開発業者に設置をお願いしていると説明があった。今年度、開発行為をした業者から、防犯灯の設置に関する市の指導はなかったと話があった。自治会未加入者のエリアに自治会が防犯灯を設置することはない。そのため、今後も開発業者に設置していただきたい。市において指導を廃止した理由を伺いたい。

< 回答 >

ご質問いただきました内容につきまして、市内部において確認しましたところ、次のとおりとなります。

開発行為を実施する際、市としては、防犯灯の設置を事業者に依頼することは確認できませんでした。

※当該質問につきましては、質問者へすでに回答しております。

〇市における自治会の加入促進について

< 質問 >

茨城県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会など関係団体と連携した直接的な説明、勧誘の取組は行っているのか。

< 回答 >

本市におきましては、地域コミュニティの活性化に向け、茨城県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会の会員である市内不動産事業者の皆さまのもとを直接訪問し、自治会の加入促進に向けた取り組みへのご理解とご協力をいただいております。

具体的には、住宅の売買や賃貸借契約の締結時に、「自治会加入促進チラシ」を配布していただくなど、チラシを活用した加入の案内をお願いしております。

< 質問 >

DVD 作成、活用による周知の説明があったが、自治会未加入者が確実に視聴する方法が必要だと考える。

< 回答 >

現在、作成した動画を自治会未加入者に視聴してもらうため、市内のコミュニティセンターで放映しているほか、市ホームページにも公開しております。また、市役所（市民課窓口付近のモニター）で作成した動画を紹介しており、市民協働課や市内のコミュニティセンター及び地区交流センターでは DVD と併せ、DVD プレイヤーの貸出しも行っております。さらに今年度からは、転入者への案内や自治会未加入者へ送付しております「自治会加入促進チラシ」に、動画へ直接アクセスできる QR コードを掲載し、視聴機会の拡充を図っております。

今後は、チラシ内に DVD を貸し出している旨を明記するなど、より多くの方々に自治会活動への理解を深めていただけるよう、関係団体とも連携しながら周知啓発に取り組んでまいります。

〇名簿の閲覧について

< 質問 >

名簿の取り扱いを閲覧のみとすると方針説明があったが、役員の負担、不便さが確実に増えると考え。提供方法の簡便化をお願いしたい。

< 回答 >

日頃より自治会運営を支えてくださっている役員の皆さまには、名簿の閲覧に關しましてご不便をおかけしており、深くお詫び申し上げます。

名簿の取り扱いに關しまして、役員の皆さまのご負担が増すことにつきまして、市としましても重々承知しております。しかしながら、住民の大切な個人情報が記載された名簿を万が一紛失する、あるいは情報漏洩が発生した際の影響は甚大であり、特に自治会が培ってきた地域住民からの信頼を損なうリスクは極めて高いものと考えております。このような重大なリスクを未然に防ぎ、安心・安全な自治会運営を継続していくための苦渋の決断であることを、何卒ご理解いただけますと幸いです。

なお、現在、自治会で管理されている名簿は、地域まちづくり交付金の算定根拠ともなる重要な資料でございます。つきましては、各自治会におかれましても、名簿の適正な管理及び整備を改めてお願い申し上げます。